令和2年度 一般会計歳出 第7款8項1目12節委託料(1)調査その他委託料														
		種目番号				委託担当								
受付番号					連絡先	医療局	<b></b> 弱がん	• 疾病対	付策課		がな者名	こうの幸野		
										電	話	671-2	721	
					設			計		書				
1	委	託	件	名	糖尿	病重症	宦化予防	<b></b> 方事業検	討会開	催運	営支援	業務委	託	
2	履	行	場	所	_ 横浜	市医療	景局がみ	√・疾病	対策課	の指	定する	場所		
	履 又	行 は	期期	間限		<u>明間</u> 別限	契	約締結	日から〜	令和 3	3年3	月31日	まで	
4 5	契って	約の他は	区		■ 存	崔定契:	約			概算	契約			
J	٠.	V 7 ∏LL.	付品.	<b>尹</b> ·尔										
6	現	場	説	明		下要								
7	委	託	概	要	□ 罗	<b>英</b> (	月	日	時	分	場所			)
					別添	仕様書	書のとま	3 り						

## 8 部分払

□する (回以内)

■ しない

部分払の基準

FIF 74 3F 1 - 2E 1								
業	務	内	容	履 行 予定月	数量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)

- ※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
- ※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代金額		
(概算金額)	¥	. –
【内訳】 業務価格 (概算金額) 消費税及び 地方消費税相当額	<u>¥</u>	<u>. – . – . – . – . – –</u>

# 内 訳 書

名称	形状 寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘	要
(1)検討会開催に向けた情報収集		1	式				
(2)検討会運営支援		1	式				
(3)検討成果の取り		1	式				
まとめ				!			
				-			
合計 (業務価格)							
消費税及び 地方消費税相当額							
委託代金額							
				_			

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む

#### 糖尿病重症化予防事業検討会開催運営支援業務委託 仕様書

#### 1 業務名

糖尿病重症化予防事業検討会開催運営支援業務委託

#### 2 趣旨

糖尿病の重症化予防は、発症初期段階からの診診・病診の医療連携や、保健指導・支援につなげることが必要である。そのため、健康福祉局・医療局が連携し、健康アクション事業の一つとして、新たに患者を支えるためのネットワーク構築を目指し、医療・介護関係者と検討会を開催する。

検討会では、今後の人材育成、連携体制、ツール開発等を検討し、糖尿病の医療連携、保健指導・支援を推進することを目指す。なお、検討会の開催回数は、議題項目ごとの検討を深めるために3回程度を予定する。

本業務は、糖尿病重症化予防にかかる検討会の運営を支援し、横浜市における重症化予防の取り組みの方向性について検討会報告書として取りまとめるものである。

※糖尿病重症化予防の国の動きとして、「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」(日本医師会、日本糖尿病対策推進会議、厚生労働省)を締結。

H28年3月「糖尿病腎症重症化予防のためのプログラム」策定。

H31年4月「糖尿病腎症重症化予防のためのプログラム」改訂。

※本市では「糖尿病・歯周病重症化予防医科歯科連携協定」(横浜市医師会、横浜市歯科医師会)を 締結。

#### 3 業務内容

(1) 検討会開催に向けた情報収集

検討会が効率的に開催されるよう、医療局が選定した委員(10名程度)に対し事前ヒアリングに同行して意見聴取をし、検討会における議論の展開や運営方法について医療局と協議する。ヒアリングは検討会の開催ごとに、1名あたり1~3回程度行うものとする。

### (2) 検討会運営支援

検討会当日の開催運営にかかる下記の業務を行い、検討会が円滑に行われるよう支援する。

- ア 検討会の開催に向けた意見聴取、議事進行にかかる検討と準備
- イ 検討会用資料の作成
- ウ 検討会への出席
- エ 検討会当日の進行の補助およびファシリテーション
  - (ア) 議論内容の可視化
  - (イ) 議論における助言
- オ 検討会の議事録の作成 (開催後おおむね 10 日以内)
- カ 検討会の議事録の検討委員への送付(開催後おおむね30日以内)
- キ 検討会前後の医療局との打ち合わせ
- ク 次回開催に向けての検討会委員に対するヒアリング

#### (3) 検討成果の取りまとめ

検討会での検討内容を踏まえ、下記項目について取りまとめ、「横浜市糖尿病重症化予防のあり 方」検討会報告書を作成する。

- ア 人材育成計画およびプログラム案
- イ 医療連携・医療介護連携にかかるあり方案
- ウ 保健指導や連携に必要なツール開発案
- エ その他委員からの意見等で必要と思われるもの

#### 4 成果物

「横浜市糖尿病重症化予防のあり方」検討会報告書(紙媒体3部及び電子データー式(PPT、Word等)) 【内容内訳】

- 検討会記録一式
- ・「横浜市糖尿病重症化予防のあり方」(人材育成計画、医療連携、医療介護連携、ツール開発、保健 指導などの案まとめ)

成果物は履行期間終了までに横浜市医療局がん・疾病対策課へ提出することとする。

#### 5 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

## 6 履行場所

横浜市医療局がん・疾病対策課の指定する場所

## 7 支払方法

業務完了後に確定額を一括払いとする。

#### 8 その他

- (1) 打合せ・協議等は本業務の進捗に併せて随時行う。
- (2) 受託者は、本業務において知った情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合や記載のない事項が発生した場合は、「委託契約約款」に定めるところによるほか、双方協議のうえ決定するものとする。なお、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとする。
- (4) 横浜市は、著作権法第20条(同一保持権)第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。